

鹿角市河川漁業協同組合
内共第14号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、鹿角市河川漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第14号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊具の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

3 漁協は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により漁協に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模・条件の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模・条件
竿釣り	あゆにおけるがらがけを禁止する

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日まで
いわな・やまめ	4月1日から9月20日まで
うぐい	4月1日から9月20日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
----	----

鹿角市八幡平字小山1番9先一の渡頭首工上流端から下流200mまでの区域	1月1日から12月31日まで
鹿角市河川八幡平字長内44番地4先の長内頭首工上流端から下流100mまでの区域	1月1日から12月31日まで
鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3059林班ね小班浅繫沢滝から下流大清水川の合流点までの区域（通称浅繫沢禁漁区）	1月1日から12月31日まで
鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3056林班わ西津久保沢起点から下流小国川の合流点までの区域（通称西津久保沢禁漁区）	1月1日から12月31日まで
鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3051林班ろ小班冷川沢起点から下流広森川の合流点までの区域（通称冷川沢禁漁区）	1月1日から12月31日まで
鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3062林班な小班東ノ沢起点から下流大湯川の合流点までの区域（通称面無沢禁漁区）	1月1日から12月31日まで
鹿角市八幡平字八幡平熊沢外8国有林3169林班こ小班早稲山沢起点から下流夜明島川合流点までの区域（通称早稲山沢禁漁区）	1月1日から12月31日まで
鹿角市八幡平字八幡平熊沢外8国有林3144林班は小班猫沢起点から下流熊沢川合流点までの区域（通称猫沢禁漁区）	1月1日から12月31日まで
鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3149林班は小班猫沢起点から下流熊沢川合流点までの区域（通称田ノ沢禁漁区）	1月1日から12月31日まで
鹿角市八幡平字熊沢外8国有林3147林班小班湯ノ沢起点から下流田ノ沢合流点までの区域（通称湯ノ沢禁漁区）	1月1日から12月31日まで

（キャッチアンドリリース区間の設置）

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において採捕した魚を所持し、又は販売を行うことは出来ず、採捕した場で再放流（リリース）をしなければならない

ア魚種	イ区域	ウ期間
いわな・やまめ	大湯川本流 三菱マテリアル集 宮放水口より下流古川橋まで	1月1日から12月31日まで

（全長制限）

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	10cm
いわな・やまめ	15cm
うぐい	10cm

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条

遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学児童及び小中学生又は、肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）のときは無料とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣り・とも釣り	日券1,000円 年券10,000円
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	日券1,000円 年券5,000円
うぐい	手釣り・竿釣り	日券1,000円 年券5,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) セブンイレブン鹿角毛馬内店 | 鹿角市十和田毛馬内字中陣場74-1 |
| (2) 中滝ふるさと学舎 | 鹿角市十和田大湯字白沢45-1 |
| (3) ファミリーマート鹿角大湯店 | 鹿角市十和田大湯字中田10-3 |
| (4) (有)木村商店（ヘイサク） | 鹿角市十和田大湯字大湯202 |
| (5) ファミリーマート鹿角錦木店 | 鹿角市十和田錦木字浜田39-2 |
| (6) ファミリーマート鹿角毛馬内店 | 鹿角市十和田毛馬内字下寄熊35-1 |
| (7) ローソン鹿角十和田末広店 | 鹿角市十和田末広字平ノ下37-3 |
| (8) 米代おとり | 鹿角市十和田毛馬内字番屋平14 |
| (9) 道の駅 おおゆ | 鹿角市十和田大湯字中谷地19 |
| (10) セブンイレブン鹿角花輪北店 | 鹿角市花輪字小坂14-1 |
| (11) セブンイレブン鹿角八幡平店 | 鹿角市花輪字高井田44-15 |
| (12) ローソン鹿角花輪店 | 鹿角市花輪字高井田48-12 |
| (13) ファミリーマート市役所前 | 鹿角市花輪字小深田298 |
| (14) セブンイレブン花輪駅前店 | 鹿角市花輪字関向70 |
| (15) キャメルマート秋田八幡平店 | 鹿角市八幡平字切留平21-6 |
| (16) 藤原釣券販売所 | 鹿角市八幡平字桃枝8-5 |
| (17) 両国ドライブイン | 鹿角市八幡平字小豆沢碓68-9 |
| (18) 山田商店 | 鹿角市八幡平字夏井73-3 |

(遊漁承認証に関する事項)

第9条

漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第10条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第1号から内共第25号まで (ただし、内共第13号、内共第22号を除く)

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1年）
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	15,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所

3 第1項の遊漁承認証に記載する事項は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるものとする。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域における川底をかくはんしてはならない。

区 域
漁 場 全 域

4 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第13条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料

の払戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第14条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

(付則) この規則は、令和6年1月1日から施行する。